

事業計画（宮城県東松島市）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	32地区海岸
被災した地区海岸数	32地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	10地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	32地区海岸

② 堤防高

平成23年9月9日に堤防高を公表※。

石巻海岸：T.P. 7.2m（対象：高潮）

松島湾：T.P. 4.3m（対象津波：チリ地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定※¹済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら、平成25年度内に全ての区間での着工※²を目指す。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

※¹ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※² 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

④ 平成24年度における成果

- ・20地区海岸において、本復旧工事に着工※した。※¹ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤ 平成25年度の成果目標

- ・全ての地区海岸において、本復旧工事の着工※を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成24年度に着工した地区海岸を含む。

⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

市町村	地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ (T.P)		応急 対策	復旧の予定						H24予算での 実施内容	H25年度の 実施内容等	その他の場合に詳細を 記載	
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了				左記の 実施状況
東松島市	波津々浦	207	堤防	3.00	4.30	完了	H23.10	H24	策定予定	H24.11	着工済み	H25以降	完了予定	・本工事	本工事	
東松島市	宮田	103	護岸	3.00	4.30	－	H23.11	H24	策定予定	H24.10	着工済み	H25以降	完了予定	・本工事	本工事	
東松島市	萱和田	80	護岸	3.00	3.00	－	H23.11	H24	策定予定	H25	着工予定	H26以降	完了予定	・背後の復旧計画の策定・調整に ついて関係者との調整	本工事	
東松島市	扇田	321	堤防	3.00	4.30	－	H23.10	H24	策定予定	H24.11	着工済み	H25以降	完了予定	・本工事	本工事	
東松島市	二郷田	89	護岸	3.00	3.00	－	H23.11	H24	策定予定	H25	着工予定	H26 以降	完了予定	・背後の復旧計画の策定・調整に ついて関係者との調整	本工事	
東松島市	蛤浜	220	堤防	4.00	4.30	－	H23.10	H24	策定予定	H25.2	着工済み	H25以降	完了予定	・本工事	本工事	
東松島市	北鰐ヶ淵	90	護岸	3.00	3.00	－	H23.11	H24	策定予定	H25.2	着工済み	H25以降	完了予定	・本工事	本工事	
東松島市	浜口	54	護岸	3.50	3.50	－	H23.11	H24	策定予定	H25.2	着工済み	H25以降	完了予定	・本工事	本工事	
東松島市	唐戸	127	護岸	3.50	3.50	－	H23.11	H24	策定予定	H25.2	着工済み	H25以降	完了予定	・本工事	本工事	
東松島市	荒田浜	80	護岸	3.00	4.30	－	H23.11	H24	策定予定	H24.10	着工済み	H25以降	完了予定	・本工事	本工事	
東松島市	小目軽	83	護岸	3.00	3.00	－	H23.11	H24	策定予定	H25	着工予定	H25以降	完了予定	・背後の復旧計画の策定・調整に ついて関係者との調整	本工事	
東松島市	大目軽	231	護岸	3.50	3.50	－	H23.11	H24	策定予定	H25	着工予定	H25以降	完了予定	・背後の復旧計画の策定・調整に ついて関係者との調整	本工事	
東松島市	西畑	193	護岸	2.80	2.80	－	H23.11	H24	策定予定	H25.2	着工済み	H25以降	完了予定	・本工事	本工事	
東松島市	大畑	79	堤防	2.80	4.30	－	H23.10	H24	策定予定	H25.2	着工済み	H25以降	完了予定	・本工事	本工事	
東松島市	後田 I	129	護岸	2.80	4.30	－	H23.11	H24	策定予定	H25.2	着工済み	H25以降	完了予定	・本工事	本工事	
東松島市	苔ヶ浦	173	堤防	3.00	4.30	－	H23.10	H24	策定予定	H25.2	着工済み	H25以降	完了予定	・本工事	本工事	

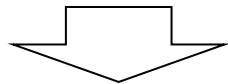
市町村	地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定						H24予算での 実施内容	H25年度の 実施内容等	その他の場合に詳細を 記載	
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了				左記の 実施状況
東松島市	江の浜	184	護岸	2.80	2.80	—	H23.11	H24	策定予定	H25	着工予定	H25以降	完了予定	・背後の復旧計画の策定・調整に ついて関係者との調整	本工事	
東松島市	後田Ⅱ	58	護岸	2.10	2.10	—	H23.11	H24	策定予定	H25.2	着工済み	H25以降	完了予定	・本工事	本工事	
東松島市	栗和田Ⅰ	112	護岸	3.00	3.00	—	H23.11	H24	策定予定	H25.2	着工済み	H25以降	完了予定	・本工事	本工事	
東松島市	栗和田Ⅱ	88	護岸	3.00	3.00	—	H23.11	H24	策定予定	H25.2	着工済み	H25以降	完了予定	・本工事	本工事	
東松島市	松ヶ島	566	堤防	3.10	4.30	完了	H23.10	H24	策定予定	H24.3	着工済み	H25以降	完了予定	・本工事	本工事	
東松島市	大塚	23	防潮水門、堤防	2.60	4.30	完了	H23.11	H24	策定予定	H25	着工予定	H26以降	完了予定	・隣接海岸の復旧計画について関 係者と調整	本工事	
東松島市	室浜漁港	1,138	堤防、護岸	3.50	4.30	—	H23.12	H25.3	策定中	H24.11	着工済み	H27.3	完了予定	・詳細設計	本工事	
東松島市	月浜漁港	266	護岸	3.80	4.30	—	H23.12	H25.3	策定中	H25.4	着工予定	H27.3	完了予定	・詳細設計	本工事	
東松島市	大曲	1,062	堤防、突堤	6.20	7.20	完了	H23.11	H24.8	策定済み	H24.10	着工済み	H26.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 本工事	本工事	
東松島市	浜市	—	突堤、消波工	2.60	—	完了	H23.11	H24.8	策定済み	H24.10	着工済み	H26.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 本工事	本工事	
東松島市	州崎	2,885	堤防	6.20	7.20	完了	H23.10	H24.12	策定済み	H25.9	着工予定	H28.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等	本工事	
東松島市	東名	1,850	堤防	3.10	4.30	完了	H23.10	H24.12	策定済み	H24.11	着工済み	H28.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 本工事	本工事	
東松島市	長浜	966	護岸	3.10	4.30	完了	H23.10	H24.12	策定済み	H25.6	着工予定	H28.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等	本工事	
東松島市	長石	253	護岸	3.10	4.30	完了	H23.10	H24.12	策定済み	H25.9	着工予定	H27.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等	本工事	
東松島市	鰯ヶ淵	96	護岸	3.10	3.10	—	H23.11	H24.8	策定済み	H25.6	着工予定	H26.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等	本工事	
東松島市	石巻港西浜・南浜	2,256	護岸、突堤、離岸堤	5.63	7.20	完了	H23.7	第4四半期	策定中	H25d第1 四半期以降	着工予定	H27.3	完了予定	詳細設計	本工事	

宮城県沿岸の地域海岸分割図

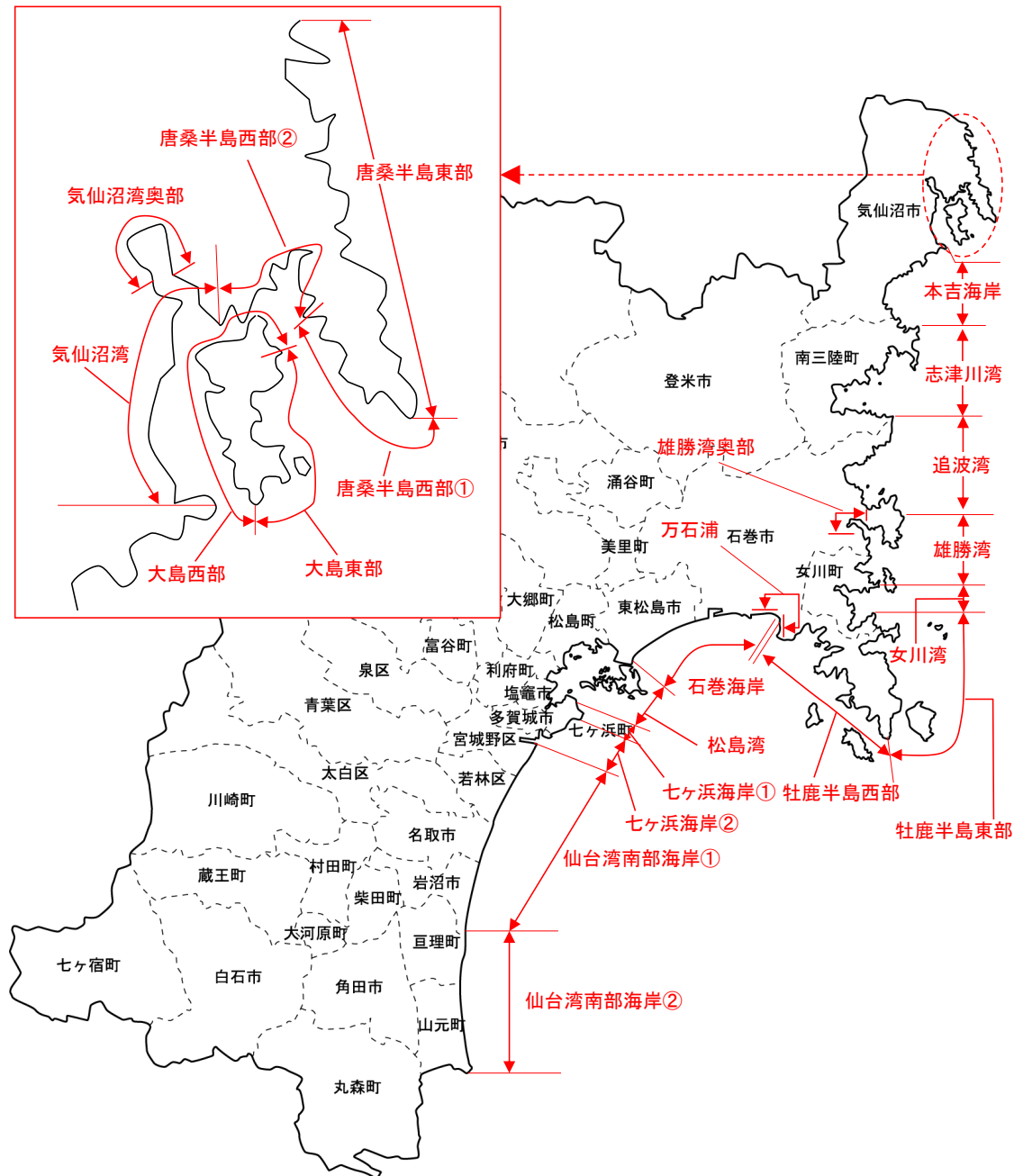
《宮城県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 湾毎の区分を基本とし、半島や離島の遮蔽効果も考慮して区分
- 2) 湾奥部における増幅等が顕著な場合は、外湾と内湾を区分。
- 3) 砂浜海岸は、大河川の土砂供給や沿岸漂砂の特性により区分。



宮城県沿岸を22の地域海岸に分割



2. 河川対策

【国管理河川（鳴瀬川）】

- ① 鳴瀬川※¹では、東松島市で90箇所（鳴瀬川では364箇所）の堤防の決壊、亀裂や沈下、護岸の崩壊等の被災があり、平成24年出水期（6月頃～）までに、被災前と同程度の安全水準を確保する本復旧を全て完了。

さらに、河口部の液状化対策については、地盤改良等を継続実施中。

- ② 今後津波の遡上が想定される区間については、海岸堤防の整備計画及び市町村が策定する復興計画と整合を図りながら、津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備し、平成27年度内を目途に全箇所を完了させることを目標とする。また、同区間について、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を浜市地区等で実施するとともに、堤防の液状化のおそれがある浜市地区等について対策を実施。

- ③ 地盤沈下により、浸水リスクが増大していることから大雨等による家屋等の浸水被害に備え、排水ポンプ車を機動的に運用できるよう増強配備し、運用体制を整えるとともに、住民の円滑な警戒避難を支援するため、浸水リスクマップの作成・公表や浸水センサー（2箇所）を設置し、リアルタイムの浸水関連情報を提供。また、平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。

- ④ 平成24年度における成果

平成24年出水期（6月頃～）までに、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を全て完了。

- ⑤ 平成25年度の成果目標

液状化対策については、平成24年度中に工事着手した箇所の対策を平成25年度中に完了予定。

今後津波の遡上が想定される区間について、水門等の耐震化、自動化及び遠隔操作化を実施予定。

【県・市町村管理区間】

- ① 1級水系鳴瀬川水系、2級水系定川水系※¹の県管理区間では、全箇所の災害査定を完了し、5箇所※²で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い5箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。

本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った1箇所で着手し、完了済み。平成24年度は、新たに1箇所で本復旧に着手。

なお、東松島市の市管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当

事業はない。

② 平成25年度に、新たに3箇所で大復旧に着手予定（累計5箇所）。

大復旧は、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

また、今後津波の遡上が想定される区間については、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を実施。

③ 平成24年度における成果・1箇所で大復旧に着手（累計2箇所）

- ・ 1箇所で大復旧を完了（累計1箇所）

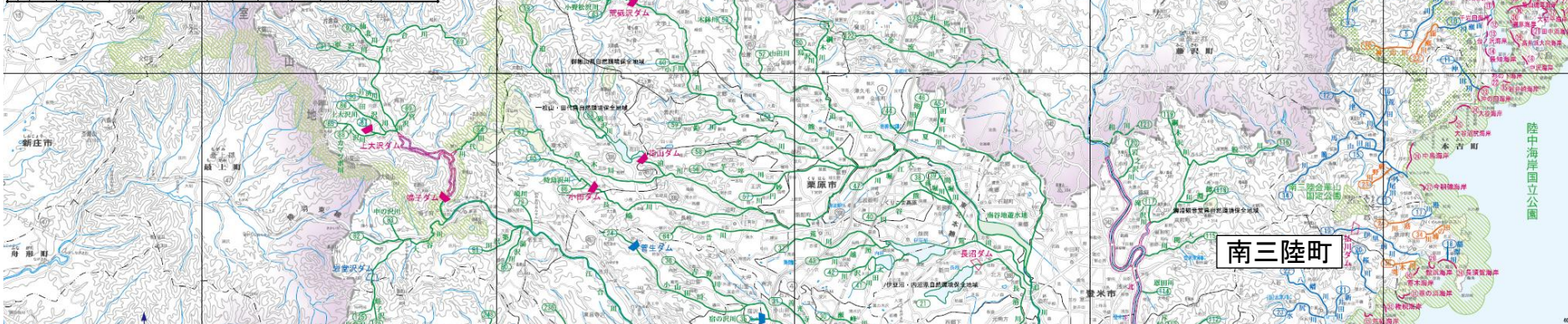
④ 平成25年度の成果目標

- ・ 新たに、3箇所で大復旧に着手予定（累計5箇所）

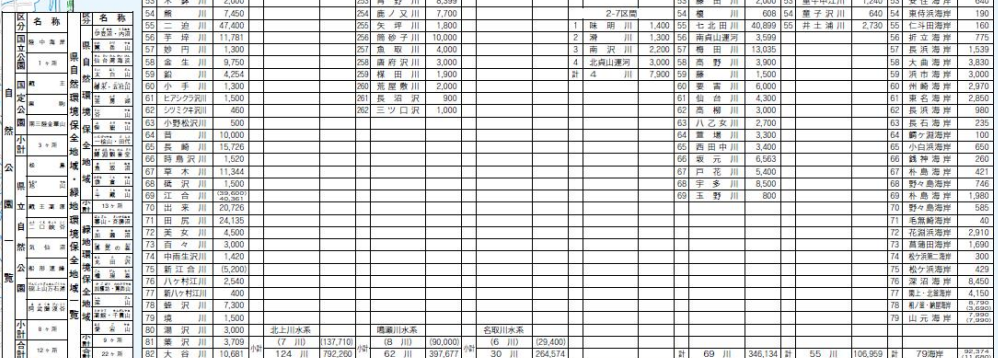
※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

図面:宮城県提供



東松島市



3. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約 1,620ha の農地及び排水機場、排水路等の基幹的農業用施設に甚大な被害

② 施設の復旧

○応急復旧状況

立沼排水機場、幹線排水路等の基幹的排水施設について実施済み。

○本格的な復旧

復興計画を踏まえて着手し、概ね 4 年以内の完了を目指す。

平成 24 年度内に、矢本幹線排水路等について復旧完了。

平成 24 年度内に、大曲排水機場等について工事に着手。

③ 農地の復旧

復興計画等に基づく各種工程と調整を図りながら、早期の復旧を目指す。

○平成 23 年度当初から既に営農が可能な農地 約 52ha（野蒜地区の一部等）

○平成 24 年度から営農が可能な農地 約 913ha（矢本、鳴瀬地区等）

○平成 25 年度から営農が可能な農地 約 192ha

○平成 26 年度の営農再開を目指す農地 約 188ha

○平成 27 年度以降の営農再開を目指す農地 約 256ha（洲崎地区約 90ha の内数等）

（洲崎地区の状況）

- ・ 県が海岸堤防の仮締切等の施工及び排水機場の復旧工事を進めたのちに、地区内排水を実施する予定。
- ・ 並行して、関係機関にて、被害が甚大な農地の復旧方針について、地域の意向把握や話し合いを進めていく。

（現時点における農地復旧の見通しを示したものであり、今後の地元調整等により、面積は変わり得るもの。）

④ 区画整理等検討状況

洲崎地区等において、大区画化等の区画整理が検討されているところ。

4. 海岸防災林の再生

① 箇所名： 旧矢本町

② 被災状況

防潮堤 4,151mが津波により倒壊した。また、林帯地盤 25.3ha が地震により地盤沈下するとともに津波により侵食された。森林 25.3ha も流失した。

③ 事業計画の内容

被災した防潮堤（4,151m）及び林帯地盤（25.3ha）の復旧は、治山施設災害復旧事業により復旧する。被災した森林（25.3ha）については、防災林造成事業により整備する。

④ これまでの実施状況と今後の予定

防潮堤・林帯地盤の復旧工事や森林造成について、他事業の事業計画と調整を図り、事業計画を作成した。

防潮堤の復旧工事については、平成 25 年度に着手し、平成 27 年度までの完了を目指す。林帯地盤の復旧工事については、防潮堤の復旧が完了した箇所から着手し、平成 27 年度までの完了を目指す。

森林造成については、林帯地盤の復旧が完了後、防風工等の植栽基盤の整備が完了した箇所から順次、苗木の植栽を実施し、平成 32 年度までの完了を目指す。

⑤ 平成 24 年度における成果

治山施設災害復旧事業： 関係機関との調整を行い、事業計画を作成した。

防災林造成事業： 関係機関との調整を行い、事業計画を作成した。

⑥ 平成 25 年度の成果目標

治山施設災害復旧事業： 防潮堤工 280m

（保全対象： 国道 45 号線、県道 247 号線他、農地、人家（大曲浜地区他））

① 箇所名： 旧鳴瀬町

② 被災状況

海岸防災林の防潮工 122m、林帯 56.9ha が被災。

③ 事業計画の内容

防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧は平成 27 年度で完了させ、苗木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工等の施工が完了した箇所から順次実施し、全体の復旧を平成 32 年度に完了することを目指す。

（保全対象： 国道 45 号線、県道 27 号線他、農地、人家（野蒜地区他））

① 箇所名：矢本海岸ほか（国有林）

② 被災状況

津波により防潮護岸 200m、森林 167ha が被災。

③ 事業計画の内容

防潮護岸及び林帯地盤の復旧等については治山施設災害復旧事業により実施。森林の復旧については、防災林造成事業により実施。

④ これまでの実施状況と今後の予定

被災した森林については、現在、一部がれき置場として地方自治体に貸し付けしており、がれき置場の利用状況、市復興計画及び他事業との調整等踏まえ、今後の再生方針を決定する予定。

防潮工の復旧及び盛土等海岸防災林の林帯地盤の復旧は平成 27 年度までで完了させ、苗木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工の施工等が完了した箇所から順次実施し、全体の復旧を平成 32 年度までに完了することを目指す。

⑤ 平成 24 年度における成果

治山施設災害復旧事業： 林帯地盤の盛土約 10ha に着手した。

⑥ 平成 25 年度の成果目標

治山施設災害復旧事業： 平成 24 年に着手した林帯地盤約 10ha の完了を目指す。

（保全対象： 航空自衛隊松島基地、大曲集落、市道他）

（なお、国有林内については、国有林野内直轄治山施設災害復旧事業等により国が直接実施する。）

5. 漁港

① 被害状況

漁港数：7 漁港

被災漁港数：7 漁港

② スケジュール

東松島市内の各被災6漁港において、平成24年度末時点で、4漁港で部分的に陸揚げ機能が回復している。（野蒜漁港は係留施設なし）。

今後、平成26年度までに主要な漁港施設の復旧を目指し、平成27年度までに、その他の漁港施設の復旧の完了を目指す。

6. 復興まちづくり

(1) 学校施設等

① 幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<東松島市立学校>

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請し、または申請予定の10校について、以下のとおり早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害にとどまる7校のうち6校については、平成24年度までに事業が完了しており、現地復旧で建て替えが必要な1校については平成25年度内の復旧完了を目標とする。
- 津波被害を受け、移転も含めた総合的な検討が必要となる野蒜小学校、浜市小学校と鳴瀬第二中学校の3校については、平成23年度12月策定の「東松島市復興まちづくり計画」を基本とし、「東松島市学校教育復興検討委員会」の検討結果に基づき、東松島市小中学校の復興再編を行い、移転先の確保等の条件が整い次第、速やかな本格復旧の着手を行うこととする。

<県立学校>

東松島市に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の2校については、比較的軽微な被害に留まり、平成23年度内の事業着手、平成24年度内の復旧完了した。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請した2校及び申請予定の1校について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる2校については、平成23年度中に全て復旧完了した。
- 津波被害を受け、移転も含めた総合的な検討が必要となるのびる幼稚園については、同市内に所在している事業所の空きスペースを間借りして保育を再開しており、平成25年度中に移転し、復旧完了を目標とする。

③ 公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

<東松島市立社会教育施設>

東日本大震災により被災した公立社会教育施設のうち、17施設（東松島市内の公民館（市民センター・地区センター））については、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助を申請し、復旧を完了した。また、11施設については、平成23年12

月策定の「東松島市復興まちづくり計画」に基づく本格復旧を検討している。

- 比較的軽微な被害に留まった１５施設は、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて復旧を完了した。
- 甚大な被害を受けた２施設（東松島市大曲市民センター、南区東地区センター）についても、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて復旧を完了した。
- 津波被害を受けて住宅地の集団移転も含めた総合的な判断が必要となる１１施設（浜須賀・立沼・大曲浜東・大曲浜西・浜市・新町・亀岡・洲崎・東名・月浜・大浜各地区センター）については、平成 23 年 12 月策定の「東松島市復興まちづくり計画」に基づき、集団移転の住民合意を図りながら、速やかに本格復旧の着手を行うこととする。
- 比較的軽微な被害に留まるコミュニティセンター、図書館、奥松島縄文村の３施設については、平成 24 年度までに事業が完了している。

<東松島市立社会体育施設>

東日本大震災により被災した市立社会体育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したまたは申請予定の７施設について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる５施設については、平成 24 年度までに事業が完了している。
- 津波被害を受け、移転も含めた総合的な検討が必要となる大曲地区体育館、奥松島運動公園の２施設については、平成 23 年 12 月策定の「東松島市復興まちづくり計画」に基づき、移転先の確保等条件が整い次第、速やかな本格復旧の着手を行うこととする。

<県立社会教育施設>

東松島市に所在する社会教育施設のうち、東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の１施設について、以下のとおり早期復旧を目指す。

- 津波被害を受けた松島自然の家は、東松島市の復興計画も考慮に入れながら、移転復旧に着手し、平成 25 年度から測量や各種調査を行い、出来るだけ早い時期に復旧完了する。

7. 土砂災害対策

- ① 箇所名：大塚の1その1地区、大塚の1その2地区
- ② これまでの強い地震動により崩壊が発生するなど危険な状態となっている大塚の1その1地区及び大塚の1その2地区の緊急的な土砂災害対策については、平成24年梅雨期までを目途に概ね完了予定。
- ③ 最大震度6強を観測した東松島市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、降雨と土砂災害発生状況を考慮して基準を見直し、平成24年5月に通常基準の6割から通常基準の8割に引き上げを実施。
- ④ 平成24年度における成果
大塚の1その1地区※①、大塚の1その2地区※②
緊急的な土砂災害対策について完了。

9. 災害廃棄物の処理

① 推計量について

東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量の災害廃棄物等約 3,258 千トン（災害廃棄物が約 1,098 千トン、津波堆積物が約 2,161 千トン）発生。

② 搬入状況について

現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までに仮置場へ概ね搬入した。

平成 25 年 3 月末現在、災害廃棄物 91%、津波堆積物 89%を仮置場へ搬入済み。浸水状態である農地内災害廃棄物、海中災害廃棄物等の撤去が完了していない。また地震により市街地沿岸部の地盤沈下等も確認されており、重機作業が困難な地域もあるため、未搬入となっている。

残りの解体・搬入は、目標期間内に処理完了できるよう調整しつつ、実施中であり、それぞれ仮置場への移動を平成 25 年 9 月末までを目途に完了させる。

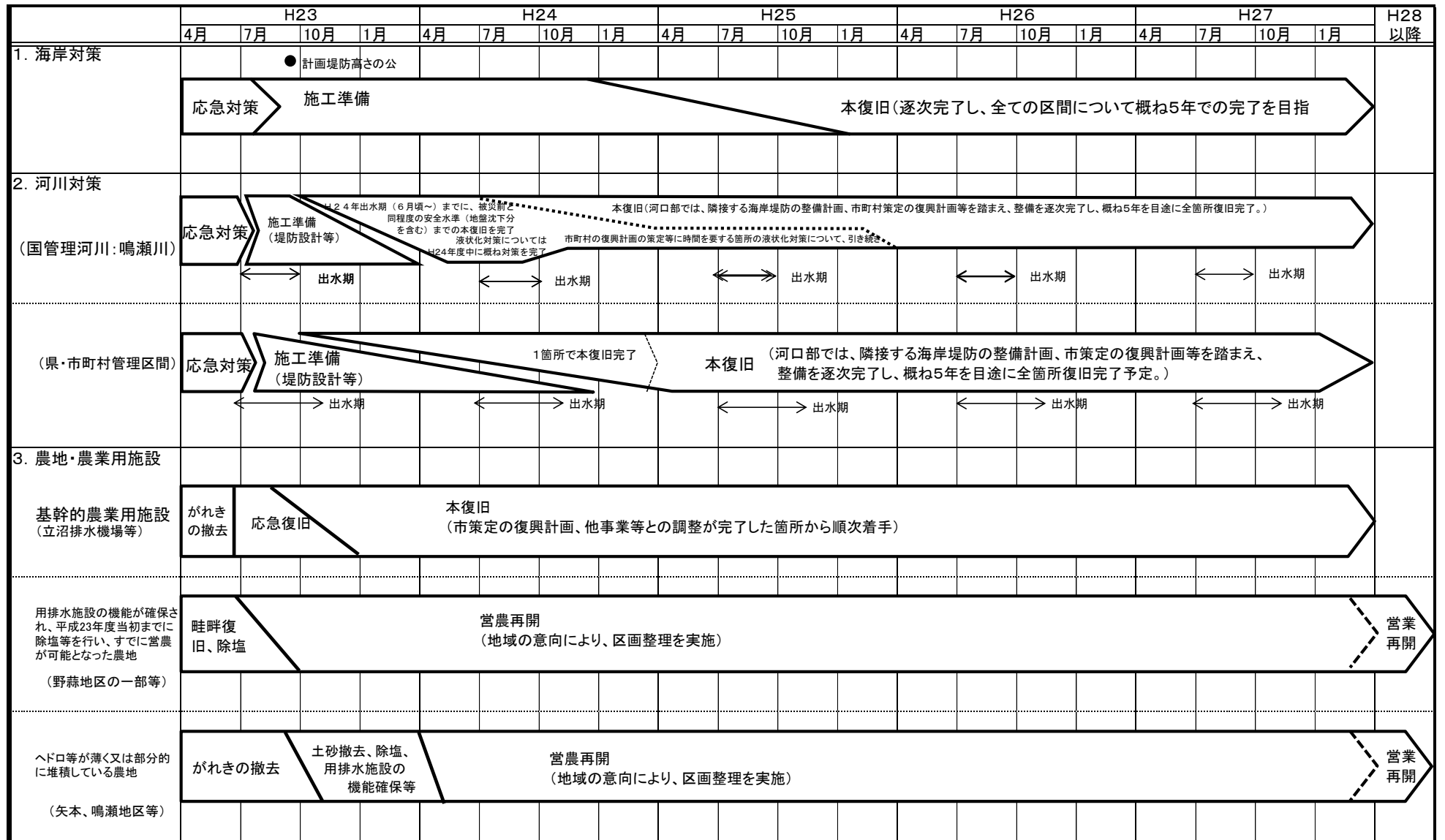
③ 処理状況と処理完了目標について

平成 25 年 3 月末現在、災害廃棄物等約 1,841 千トン（約 673 千トン（61%）の災害廃棄物、約 1,168 千トン（54%）の津波堆積物）の処理を実施した。

中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月末までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

津波堆積物の処理は全量を復興資材として利用予定であり、平成 26 年 3 月末までに処理を完了させる。

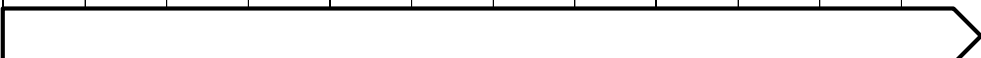
工程表(宮城県東松島市)



	H23				H24				H25				H26				H27				H28				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	以降				
上記以外の農地	がれきの撤去				土砂撤去、除塩、畦畔の復旧																順次営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)				営業再開
(注)地盤沈下等により海水が浸入している農地や、大区画化等の工事を行う農地について、整備の完了はH26以降となる場合がある。																									
本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したもの。																									
4. 海岸防災林 (旧矢本町)																									
	林帯地盤の復旧 → 防風工等の施工が完了した箇所から順次植栽を実施 (概ね5年で完了) (全体の復旧を概ね10年で完了)																								
(旧鳴瀬町)																									
	林帯地盤の復旧 → 防風工等の施工が完了した箇所から順次植栽を実施 (概ね5年で完了) (全体の復旧を概ね10年で完了)																								
(国有林)																									
	応急対	施工準備	市町村策定の復興計画等を踏まえ、防潮堤等の復旧・海岸防災林造成のための盛土・植栽等を実施 (海岸防災林の基盤造成は概ね5年で、苗木の植栽は基盤造成完了後防風工の施工等が完了した箇所から順次実施し、概ね10年で完了を目指す。)																						
5. 漁港・漁場・養殖施設・大型定置網																									
(1)漁港																									
	4漁港で部分的に陸揚げ機能が回復										27年度までに、必要な漁港施設の復旧の完了を目指す														

	H23				H24				H25				H26				H27				H28
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	以降
6. 復興まちづくり																					
(1) 学校施設等																					
幼稚園・小・中 高等学校等																					
<市立学校>																					
比較的軽微な被 害に留まる学校 の復旧	施設の本格復旧																				
	※ 矢本西小学校、赤井南小学校、大曲小学校、小野小学校、矢本第一中学校、鳴瀬第一中学校の6校については平成24年度までに復旧完了、矢本第二中学校屋体については平成25年度内で復旧する。																				
基大な被害を受 けた学校の復旧	施設の本格復旧																				
	※ 野蒜小学校、浜市小学校と鳴瀬第二中学校の3校については津波により基大な被害を受けており公立学校施設の復旧場所についても、東松島市復興まちづくり計画(平成23年12月策定予定)に基づき復旧する。																				
<県立学校>																					
比較的軽微な被 害に留まる学校 の復旧	校舎等の本格復旧																				
<私立学校>																					
比較的軽微な被 害に留まる学校 の復旧	校舎等の本格復旧																				
基大な被害を受 けた学校の復旧	代替施設確保 の上、保育再	移転場所選定										校舎等の本格復旧									
	※ 津波による被害を受けたのびる幼稚園は、平成26年3月までに復旧場所を確定																				

	H23				H24				H25				H26				H27				H28以降	
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
公立社会教育施設(公立体育施設・公立文化施設を含む)																						
＜市立社会教育施設＞																						
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧	施設の本格復旧																					
	※ 公民館16施設については平成23年度から平成24年度にかけて復旧す																					
甚大な被害を受けた社会教育施設施設の復旧			施設の本格復旧																			
	※大曲市民センター、南区東地区センターの2施設については平成23年度から平成24年度にかけて復旧する。																					
＜市立社会体育施設＞																						
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧	施設の本格復旧																					
	※ 市民体育館、赤井地区体育館、小野地区体育館、鷹来の森運動公園、矢本運動公園の5施設については平成24年度までに復旧完了。																					
甚大な被害を受けた社会教育施設施設の復旧	施設の本格復旧																					
	※ 大曲地区体育館及び奥松島運動公園は津波により甚大な被害を受けており社会教育施設施設の復旧場所についても、東松島市復興まちづくり計画(平成23年12月策定予定)に基づき																					
＜県立社会教育施設＞																						
甚大な被害を受けた施設の復旧		※津波による被害を受けた松島自然の家は、復旧場所を確定させ本格復旧を行っていく。															本格復旧					
7. 土砂災害対策																						
	土砂災害危険箇所の点検等				緊急的な土砂災害対策の実施																	
	(※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、平成24年5月に通常基準の6割から通常基準の8割に引き上げを実施。																					

	H23				H24				H25				H26				H27				H28以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
8. 災害廃棄物の処理																					
	 (住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)																				
					 (その他の災害廃棄物)																
																					
	(中間処理・最終処分)												(木くず、コンクリートくずの再生利用)								